

広島県告示第七百八十五号

平成十六年広島県告示第七百七十二号（証紙代金収納計器の取扱人の指定）の一部を次の
ように改正し、平成三十年十一月一日から施行する。

平成三十年十一月一日

広島県知事 湯崎英彦

表中

広〇型 二二	C T 三一 〇	金 収納 計 器	ウズ 証 紙 代	ピツ ニーボ	広〇型 一九	C T 三一 〇	金 収納 計 器	ウズ 証 紙 代	ピツ ニーボ
-----------	-------------------	-------------------	-------------------	-----------	-----------	-------------------	-------------------	-------------------	-----------

を

広〇型 一一	 二〇 一 〇	納 計 器	ウズ 証 紙 代	ピツ ニーボ	広〇型 二二	 二〇 一 〇	納 計 器	ウズ 証 紙 代	ピツ ニーボ
二 〇 一 〇	S H	金 収 ト	ネ オ ポ ス	チ ク 器	二 〇 一 〇	C T 三一 〇	金 収 納 計 器	ウズ 証 紙 代	ナ シ ト ス

に改める。